

建設リサイクル法の届出を電子申請する際の注意事項 建築物等(敷地内の土木工事等を含む)の工事の場合

- 1 工事着手の7日前（開庁時間中）に受付が終わるよう時間に余裕をもって申請ください。

※ 閉庁時間後の仮受付分は、翌開庁日が受付日となりますのでご注意ください。

- 2 初めて利用される方へ

初めて利用される方は、ポータルサイトトップページ（次ページ3参照）の右上「新規登録」から、まず、業者登録等をお願いします。

- 3 入力を開始する前に、アップロードする下記の必要書類（PDF）を揃えてください。

また、入力する際には下記注意事項も参考に、資料と齟齬がないか確認ください。

【チェック欄】

- ☐ 委任状（代理人が委任を受けて届出等の業務を行う場合）※自主施工でも原則必要
※ 法人の場合、委任者（発注者等）は法人名と役職と氏名、受任者は所属と氏名（会社名のみは不可）の記載が必要です。なお、押印や自書は不要です。
- ☐ 案内図及び位置図（対象となる建物・工事位置等が解るもの）
- ☐ 図面または写真（解体を除き施工範囲・内容の解る図面）
- ☐ 事業工程表（届出書の着工予定日、完了予定日と確認願います。）

- 4 届出済みシール等について

受付が完了しましたらその旨のメール、また、別途届出済シール送付のメールが届きます。
添付された届出済シールを印刷し、建設業法第40条の標識等に貼付、掲示してください。

- 5 副本について

なお、届出書及び別表は画面で入力する形となっておりますので、再度ログインしてマイページの「もっと見る」⇒利用者メニューの申請履歴・委任状の確認の「申請履歴一覧」から対象の届出書が「手続完了」の状態となっていることを確認のうえ、届出書、別表を画面印刷し、アップロードした添付ファイルとともに副本として保存してください。

《お問い合わせ先》

川崎市まちづくり局指導部建築管理課誘導促進担当

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎18階

電話 044-200-3088 Mail 50kekan@city.kawasaki.jp

電 子 申 請 入 口

- 1 一般の検索サイトで「オンライン手続きかわさき」と入力し、検索。
- 2 ポータルサイトトップページからログイン、中段の事業者向け手続きをクリック。

※初めて利用される方は、先に「新規登録」願います。



=====



- 3 申請できる手続き一覧で「建設リサイクル」を検索、4つの届出から選択。

